

非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理に関する約款

【新旧対照表】

2026 年 9 月
(下線部変更)

新	旧
非課税上場株式等管理、非課税累積投資、 <u>特定非課税累積投資及び特定課税未成年者口座管理</u> に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資 <u>及び</u> 特定非課税累積投資に関する約款
2013 年 5 月 (2026 年 10 月 1 日改訂) 丸近証券株式会社	2013 年 5 月 (2025 年 8 月 1 日改訂) 丸近証券株式会社
第 1 章 総則	(新 設)
第 1 条 (約款の趣旨)	第 1 条 (約款の趣旨)
(1) この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例 (以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。) の適用を受けるために、丸近証券株式会社 (以下、「当社」といいます。) に開設された非課税口座及び <u>特定課税未成年者口座</u> について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、 <u>第 6 号及び第 10 号</u> に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。	(1) この約款は、お客様が租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例 (以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。) の適用を受けるために、丸近証券株式会社 (以下、「当社」といいます。) に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号 <u>及び</u> 第 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
第 2 章 非課税口座の管理	(新 設)
第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)	第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)
(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 <u>16</u> 項及び第 <u>25</u> 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項 (以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。) の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項) を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租	(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 <u>10</u> 項及び第 <u>19</u> 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項 (以下、「廃止通知書等記載事項」といいます。) の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項) を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を

新	旧
税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 25 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 44 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2) (現行どおり) (3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 (4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 12 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ①・② (現行どおり) (5) お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下、「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下、この項及び次項において同	送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2) (省 略) (3) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。 (4) 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ①・② (省 略) (5) お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9

新	旧
じ。)又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下、「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第19項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 (6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第11号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第3条の3(特定累積投資勘定の設定) (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年(未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年)以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。 (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供(以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。)があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があつた場合には、同日)において設けられます。 (3) 未成年者特定累積投資勘定を当社に設けている場合、お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当社以外の証券会社又は金融機関に未成	月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 (6) 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第3条の3(特定累積投資勘定の設定) (1) 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。 (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)</u>において設けられます。 (新 設)

新	旧
<u>年者特定累積投資勘定を設けることはできません。</u> 第 3 条の 4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 3 の特定累積投資勘定（<u>未成年者特定累積投資勘定を除きます。</u>）と同時に設けられます。 第 5 条の 2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) (現行どおり) ① (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 (2) <u>累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料（定期譲渡契約に基づく定期的に継続した譲渡又は一部解約のために要する実費相当額の手数料を除きます。）、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料（非課税口座における有価証券の購入資金を金融機関口座から証券口座へ振り込む際の振込手数料及び積立投資のための金融機関口座から証券口座への定期・定額の入金に要する手数料並びに認定クラウド事業者利用料の実費相当額を除きます。）はいたしません。</u> 第 5 条の 3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) (現行どおり) ① 第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（この項及び第 21 条において「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60 万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。） イ <u>未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定</u> <u>当該上場株式等を当該特定累積</u>	第 3 条の 4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第 3 条の 3 の特定累積投資勘定と同時に設けられます。 第 5 条の 2（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (省 略) ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 (新 設) 第 5 条の 3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (省 略) ① 第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。） (新 設)

新	旧
<u>投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超える場合</u> ロ 未成年者特定累積投資勘定 当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額及び当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合 ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 <u>(2) 特定累積投資勘定において、お客様が累積投資契約に基づいて取得する上場株式等が公募株式投資信託である場合のお取引については、当社は、販売及び解約に係る手数料（定期譲渡等契約に基づく定期的に継続した譲渡又は一部解約のために要する実費相当額の手数料を除きます。）、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料（非課税口座における有価証券の購入資金を金融機関口座から証券口座へ振り込む際の振込手数料及び積立投資のための金融機関口座から証券口座への定期・定額の入金に要する手数料並びに認定クラウド事業者利用料の実費相当額を除きます。）はいたしません。</u>	(新 設) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等 (新 設)
第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) (現行どおり) ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま	第 5 条の 4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) (省 略) ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま

新	旧
イ・ロ (現行どおり) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) (現行どおり)	イ・ロ (省 略) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) (省 略)
第 6 条 (譲渡の方法) (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) (現行どおり) (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	第 6 条 (譲渡の方法) (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。 (2) (省 略) (3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第 7 条 (未成年者特定累積投資勘定の管理) <u>未成年者特定累積投資勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年 (以下、「基準年」といいます。) の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。</u> ① <u>当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還 (次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める移管又は返還を除きます。) を行わないこと</u> イ <u>お客様がその年の 3 月 31 日において 12 歳である年 (以下、「特定基準年」といいます。) の前年以前の各年 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該非課税口座及び特定課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ</u>	(新 設)

新	旧
<u>若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該非課税口座に設けられた未成年者特定累積投資勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことによる当該非課税口座からの払出しによる移管又は返還</u> ロ お客様の特定基準年以後の各年 イに定める移管又は返還及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該非課税口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を依頼する旨、当該移管又は返還の起因となる事由（お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。）をした場合における当該移管又は返還 ② 当該上場株式等の第 6 条に規定する方法以外の方法による譲渡で租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第 9 条の 8 第 1 項に規定する配当等で、当社が国内における同項に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れ又は預託すること	
第 8 条（非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止） <u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該非課税口座及び当該非課税口座と同時に設けられた特定課税未成年者口座を廃止いたします。</u>	（新 設）
第 9 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） （1） （現行どおり） （2） 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部	第 7 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） （1） （省 略） （2） 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部

新	旧
又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (3) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>次項に規定するもの</u>、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (4) <u>未成年者特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出しでお客様の基準年の前年 12 月 31 日までに生じたもの（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で未成年者特定</u>	又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (3) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 （新 設）

新	旧
<u>累積投資勘定に受け入れなかったものであって、未成年者特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）</u>には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	
(5) (現行どおり)	(4) (省 略)
第 10 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） (現行どおり)	第 8 条（非課税管理勘定終了時の取扱い） (省 略)
第 10 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い）	第 8 条の 2（累積投資勘定終了時の取扱い）
(1) (現行どおり)	(1) (省 略)
(2) (現行どおり)	(2) (省 略)
① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 18 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管	① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
② (現行どおり)	② (省 略)
(削 除)	第 9 条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)
	(1) <u>当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u> ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第

新	旧
第 11 条（特定累積投資勘定を設定した場合の<u>定期的な所在地確認</u>） (1) 当社は、お客様が当社に開設する非課税口座に<u>特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下この条において同じ。）を設定している場合において、当社の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。</u>	18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 <u>当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u> ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 <u>お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</u> (2) 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。 第 10 条（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認） (1) 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 <u>当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u> ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書

新	旧
(2) 前項の場合において、<u>当社の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による上場株式等の受入れを除きます。）。</u>	<u>類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合</u> <u>お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</u> (2) 前項の場合において、<u>確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）</u>には、<u>当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</u>
(3) <u>前二項の場合において、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。</u>	(新 設)
第3章 特定課税未成年者口座の管理	(新 設)
第12条（特定課税未成年者口座の設定） <u>お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当社に開設している預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限りです。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。</u>	(新 設)
第13条（課税管理勘定における処理） <u>お客様がその年1月1日において18歳未満である年又は出生した年において、金銭その他の資産の預入れ又は預託は、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れ又は預託がされる金銭その他の資産につき、当該預入れ又は預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。</u>	(新 設)
第14条（課税管理勘定の金銭等の管理） <u>特定課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、当該金銭その他の資産の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。</u> ① <u>お客様の特定基準年の前年以前の各年 非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該上場株式等につき災害等による払出し（非課税口座に記載若しくは記録又は保管の委託が</u>	(新 設)

新	旧
<u>される上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しをいいます。以下同じ。)</u> <u>がされる場合の当該金銭その他の資産の払出し</u> ② <u>お客様の特定基準年以後の各年</u> ①に定める払出し及びお客様が当社に対し当該上場株式等の当該金銭その他の資産の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由(お客様の教育費又は生活費の支払に充てるためのものに限ります。)等を記載した書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含みます。)をした場合における当該払出し	
<u>第 15 条 (非課税口座及び特定課税未成年者口座の廃止)</u> <u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座及び当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。</u>	(新 設)
<u>第 16 条 (契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い)</u> <u>お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由(第 7 条若しくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は非課税口座若しくは特定課税未成年者口座の廃止(災害等による返還等が生じたことによるもの及び出国による非課税口座の廃止を除きます。))をしたことをいいます。以下、この条において同じ。)</u> <u>が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。</u> ① <u>当該非課税口座の開設のときから当該契約不履行等事由が生じたときまでの間に支払を受けべき非課税口座内上場株式等の配当等については、租税特別措置法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じたときにおいて当該非課税口座内上場株式等の配当等の支払があったものとみなして課税いたします。</u> ② <u>当該非課税口座の開設のときから当該契約不履行等事由が生じたときまでの間に非課税とされた非課税口座内上場株式等の譲渡益については、租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項及び第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じたときに、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。</u> ③ <u>当該非課税口座の開設のときから当該契約不</u>	(新 設)

新	旧
<u>履行等事由が生じたときまでの間に当該非課税口座内上場株式等の他の保管口座への移管又はお客様への返還がされた非課税口座内上場株式等については、当該移管又は返還があったときにおける含み益について課税いたします。</u> <u>④ 当該不履行等事由が生じたときに、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。</u> 第4章 口座への入出金等 第 17 条（非課税口座及び特定課税未成年者口座における入出金等の処理） <u>(1) お客様が 18 歳を迎えるまでの間に、非課税口座における取引に係る入金及び特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。</u> <u>① お客様名義の預貯金口座からの入金</u> <u>② お客様名義の当社証券口座からの入金</u> <u>③ 現金での入金（依頼人のお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りします。）</u> <u>(2) お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに、お客様が非課税口座又は特定課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下、この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。</u> <u>① お客様名義の預貯金口座への出金</u> <u>② 現金での引出（窓口で行うものに限りします。）</u> <u>③ お客様名義の証券口座への移管</u> <u>(3) 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。</u> <u>(4) お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号ホ(1)(ii)に規定する他の保管口座への有価証券の移管若しくは返還又は同項第 10 号ロ(2)に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限りします。）を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。</u> <u>(5) やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。</u> <u>(6) お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む。）が必要となります。</u> 第5章 代理人による取引の届出 第 18 条（代理人による取引の届出）	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
(1) お客様の代理人が、非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。 (2) お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。 (3) お客様の法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行っての場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。 (4) お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。 (5) お客様の法定代理人以外の代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が非課税口座及び特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	
<u>第19条（法定代理人の変更）</u> <u>お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。</u>	(新 設)
<u>第6章 その他の通則</u> <u>第20条（12歳を迎えた場合の取引残高の通知）</u> <u>お客様がその年1月1日において12歳の年を迎えた場合には、当社は非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。</u>	(新 設)
<u>第21条（お客様が成年を迎えた場合の通知）</u> <u>お客様がその年1月1日において18歳の年を迎えた場合には、当社は、同年1月1日付でお客様の開設している非課税口座が18歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座及び特定課税未成年者口座に関する取引残高並びに次に掲げる事項をお客様本人に通知いたします。</u> <u>① 同日以後に設定される特定累積投資勘定において、受入期間内に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額の上限が、60万円から120万円に変更されること。</u> <u>② 同日以後、特定累積投資勘定の設定と同時に特</u>	(新 設)

新	旧
<u>定非課税管理勘定が設けられること。</u> ③ <u>非課税保有限度額の上限が、600 万円から 1,800 万円（うち特定非課税管理勘定に係る上限は 1,200 万円）に変更されること。</u> 第 22 条（非課税口座の開設について） (1) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に、<u>お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳以上の場合には特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳未満の場合には未成年者特定累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> (2) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて<u>廃止通知の提出又は提供を受けた場合、当社は、当該廃止通知の提出又は提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> 第 23 条（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） (現行どおり) 第 24 条（非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い） (1) <u>お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出（「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をした場合を含みます。）をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は当該非課税口座に設定した勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特</u>	第 11 条（非課税口座の開設について） (1) 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> (2) <u>2028 年 10 月 1 日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものの提出を受けた場合若しくは電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供がされた場合又は廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u> 第 12 条（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて） (省 略)
	(新 設)

新	旧
<u>別措置法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u> <u>(2) お客様が当社に対して「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提出又は提供をし、当社に開設していた非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を除きます。）及び特定非課税管理勘定の設定をした後に、当該勘定が重複していることが判明し、当該勘定が同条第 28 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その勘定の設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u>	
第 25 条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法） （現行どおり）	第 13 条（非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法） （省 略）
第 26 条（非課税口座取引である旨の明示） （現行どおり）	第 14 条（非課税口座取引である旨の明示） （省 略）
第 27 条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号へに規定する非課税口座等廃止事由又は同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合</u> 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③ 租税特別措置法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 31 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃	第 15 条（契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 （新 設） ② 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出

新	旧
止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日） ④ 租税特別措置法第37条の14第29項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ⑤ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第33項第2号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑥ （現行どおり） 第28条（合意管轄） （現行どおり） 第29条（約款の変更） （現行どおり） 附則 この約款は、<u>2026年10月1日</u>より適用させていただきます。 以上	書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日） ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日 ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く） 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ⑤ （省 略） 第16条（合意管轄） （省 略） 第17条（約款の変更） （省 略） 附則 この約款は、<u>2025年8月1日</u>より適用させていただきます。 以上

以 上